

## 一般社団法人資産運用業協会の発足に伴う自主規制規則の一部改正について

令和 8 年 3 月 17 日  
日本証券業協会

### I. 趣旨

2026 年 4 月 1 日付で、一般社団法人投資信託協会と一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、一般社団法人資産運用業協会が発足することから、本協会の自主規制規則について、合併に伴う所要の整備を図ることとする。

### II. 骨子

以下の自主規制規則について、条文中「投資信託協会」とある箇所を「一般社団法人資産運用業協会」と改める。

1. 「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」  
(第 3 条第 11 号ロ、第 7 条第 2 項第 14 号)
2. 「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」  
(第 17 条第 2 項第 13 号)
3. 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」  
(第 9 条第 1 項第 13 号)
4. 「外国証券の取引に関する規則」  
(第 35 条第 2 項第 13 号及び第 3 項第 2 号)

### III. 施行の時期

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

※ 本改正は合併に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

- II. 1. エクイティ市場部 (03-6665-6770)
- II. 2. ～ 4. 公社債・金融商品部 (03-6665-6771)

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

令和 8 年 3 月 17 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>(定 義)</b>  <b>第 3 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。            1～10 ( 現 行 ど お り )            11 時価            有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。            イ ( 現 行 ど お り )            ロ 第 7 条第 2 項第 14 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち <u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するもの  <u>一般社団法人資産運用業協会</u>が発表する時価            ハ～ホ ( 現 行 ど お り )</p> <p><b>(担保金の代用)</b>  <b>第 7 条</b> ( 現 行 ど お り )  <b>2</b> 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。            1～13 ( 現 行 ど お り )            14 投資信託受益証券及び投資証券 ( 国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び <u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日 ( 金融商品取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。 ) の時価を発表するものに限る。 )            イ・ロ ( 現 行 ど お り )            15～21 ( 現 行 ど お り )  <b>3</b> ( 現 行 ど お り )</p>	<p><b>(定 義)</b>  <b>第 3 条</b> ( 同 左 )</p> <p>1～10 ( 省 略 )            11 ( 同 左 )</p> <p>イ ( 省 略 )            ロ 第 7 条第 2 項第 14 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち <u>投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの  <u>投資信託協会</u>が発表する時価</p> <p>ハ～ホ ( 省 略 )</p> <p><b>(担保金の代用)</b>  <b>第 7 条</b> ( 省 略 )  <b>2</b> ( 同 左 )</p> <p>1～13 ( 省 略 )            14 投資信託受益証券及び投資証券 ( 国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び <u>投資信託協会</u>が前日 ( 金融商品取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。 ) の時価を発表するものに限る。 )            イ・ロ ( 省 略 )            15～21 ( 省 略 )  <b>3</b> ( 省 略 )</p>

新	旧
付 則  この改正は、令和8年4月1日から施行する。	

「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

令和8年3月17日

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>(売買証拠金の代用)</b></p> <p><b>第 17 条</b> 前 2 条に定める売買証拠金は、有価証券等をもって代用することができる。</p> <p><b>2</b> 売買証拠金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価（合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。）に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。</p> <p>1～12 ( 現行どおり )</p> <p>13 投資信託の受益証券及び投資証券（国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。）</p> <p>イ・ロ ( 現行どおり )</p> <p>14～16 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p><b>(売買証拠金の代用)</b></p> <p><b>第 17 条</b> ( 同 左 )</p> <p><b>2</b> ( 同 左 )</p> <p>1～12 ( 省 略 )</p> <p>13 投資信託の受益証券及び投資証券（国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び<u>投資信託協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。）</p> <p>イ・ロ ( 省 略 )</p> <p>14～16 ( 省 略 )</p>

**「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について**

令和8年3月17日

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>(取引担保金の代用)</b>  <b>第 9 条</b> 前2条に定める取引担保金は、次の各号に掲げる有価証券等をもって代用することができるものとし、その受入れの際の代用価額は、その前日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、有価証券等の種類は当事者間の合意によることができるものとし、代用価額は、受け入れる有価証券等の時価を基準とした合理的な額とすることができる。</p> <p>1～12 ( 現行どおり )</p> <p>13 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)及び投資証券(国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>イ・ロ ( 現行どおり )</p> <p>14～20 ( 現行どおり )</p> <p align="center"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p><b>(取引担保金の代用)</b>  <b>第 9 条</b> ( 同 左 )</p> <p>1～12 ( 省 略 )</p> <p>13 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)及び投資証券(国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び<u>投資信託協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>イ・ロ ( 省 略 )</p> <p>14～20 ( 省 略 )</p>

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

令和 8 年 3 月 17 日

( 下線部分変更 )

新	旧
<p><b>第 5 章 外国株式信用取引</b></p> <p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p><b>第 35 条</b> 会員は、外国株式信用取引に係る委託保証金について、有価証券をもって代用させることができるものとする。</p> <p><b>2</b> 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その受入れの際における代用価格はその前日における時価(次項に定める有価証券の時価をいう。ただし、当日の時価がある場合には、当日の時価を用いることを妨げない。)に当該各号に定める率を乗じて得た額(円貨建有価証券にあっては、会員が指定する外国為替相場により米ドル通貨に換算した額)を超えない額とする。</p> <p>1～12 ( 現行どおり )</p> <p>13 投資信託受益証券及び投資証券(国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>イ 公社債投資信託の受益証券 100 分の 75</p> <p>ロ その他のもの 100 分の 70</p> <p>14 ( 現行どおり )</p> <p><b>3</b> 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 前項第 13 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人資産運用業協会</u>が前日の時価を発表するもの <u>一般社団法人資産運用業協会</u>が発表する時価</p> <p>3～5 ( 現行どおり )</p>	<p><b>第 5 章 外国株式信用取引</b></p> <p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p><b>第 35 条</b> ( 同 左 )</p> <p><b>2</b> ( 同 左 )</p> <p>1～12 ( 省 略 )</p> <p>13 投資信託受益証券及び投資証券(国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するものに限る。)</p> <p>イ 公社債投資信託の受益証券 100 分の 75</p> <p>ロ その他のもの 100 分の 70</p> <p>14 ( 省 略 )</p> <p><b>3</b> 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 前項第 13 号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち<u>一般社団法人投資信託協会</u>が前日の時価を発表するもの <u>一般社団法人投資信託協会</u>が発表する時価</p> <p>3～5 ( 省 略 )</p>
<p><b>付 則</b></p>	

新	旧
この改正は、令和8年4月1日から施行する。	